

社会福祉法人嶽陽会
役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人嶽陽会（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、別表のとおり法人業務を行う場合には、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、当法人の「役職員等旅費支給規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うことができる。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

法人業務：理事会、監事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償	
弘前市内	4,080円
その他の地域	4,080円+往復距離40kmを差引いた距離に37円を乗じた額

社会福祉法人嶽陽会費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嶽陽会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合には、次のとおり費用を弁償する。

記

法人業務：理事会、監事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等に出席した場合の費用弁償

弘前市内	4,080円
その他の地域	4,080円+往復距離40kmを差引いた距離に37円を乗じた額

2 交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、「役職員等旅費支給規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(費用弁償に係る書類)

第3条 前条の会議等又は旅行に係る費用弁償したときは、その弁償された者の受領印のある必要な書類を整備しておく。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成10年 2月21日から施行する。
平成28年12月21日改正（評議員選任・解任委員会の加入、費用弁償額4,050円から4,080円に改定）

社会福祉法人嶽陽会
役職員等旅費支給規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、会務のため旅行する社会福祉法人嶽陽会役職員並びに評議員に支給する旅費に関して定める。

(旅費の定義)

第2条 旅費は、旅行中必要とされる費用に充てるために支給される費用であり、実費弁償を旨とするが、与えられた定額の範囲内で如何に使用するかは旅行者の自由意志に任せるという定額主義をとるものとする。但し、この額は、標準的な実費額を基準として定められているため、実際の旅行については所要額がこの額と著しく相違する場合等においては、所要額との調整を図ることもある。

(鉄道賃等)

第3条 旅費のうち鉄道旅客運賃、船賃、車賃、航空賃、日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

(1) 鉄道旅客運賃は、下表のとおり。

種 類	支 給 要 件
運 賃	乗車に要する料金
急行料金	乗車に要する急行料金 片道50km以上 普通急行 片道100km以上 特別急行
座席指定料金	特別急行・普通急行 100km以上

(2) 船賃は、乗船に要する運賃

(3) 車賃は、乗合バス賃の実費。但し、交通不便地域でかつ必要と認める場合は、タクシー料金の実費（複数人で利用する場合は、乗車定員を満たしながら必要台数を確保し、料金の総額を利用人数で割って得た費用を実費として1人当たり支給する。但し、タクシー料金の実費に上限額を設け、その額は1台当たり5,000円とする。）

(4) 航空賃は、業務の都合上もしくは日程上必要があると認められる場合及び東京以遠の旅行でその必要性を認めた場合に支給する。この場合の航空賃は実費とする。

(5) 日当及び宿泊料は、下表のとおり。

区 分	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)	
	県内	県外	県内	県外
役員・評議員・ 評議員選任解任 委員・総括所長 級・同補佐級	1,300円	2,600円	11,800円	13,100円
その他職員	1,100円	2,200円	9,800円	10,900円

※役員会、監事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等の法人関連業務への出席の場合の日当は、県内外を問わず県外の額を適用する。

※総括所長級及び同補佐級の職務・職種は職員給与規程中の管理職手当の区分による。

(打切り旅費)

第4条 連続、断続を問わず10日以上長期にわたり旅行する場合は、打切り旅費を支給することができる。

(補 則)

第5条 この規程を実施し又は補足するために必要な細則は、補則で定める。

附 則

この規程は、昭和54年 4月 1日から施行する。

昭和62年 4月 1日改正

平成28年12月 3日改正 (役員会、監事監査会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人関連業務への出席の加入)

社会福祉法人嶽陽会
役員等旅費支給規程補則

(支給の制限)

第1 次の場合は、理事長が特に必要と認めたもののほか、旅費は支給しない。

(1) 鉄道賃等

- イ 必要と認められて止むを得ず公用車を使用した場合（運転者、同乗者）。但し、旅行中の給油、有料道路通行料、故障修理等に要した費用は、旅費とは別に別に実費精算する。
- ロ 職務旅行前後及び職務旅行中の私用旅行に要した費用
- ハ 私用で途中下車したことにより生じた割増費用
- ニ 迂回して生じた分の費用
- ホ その他、旅行者自身の都合で生じた費用及び旅行者の費用を必要としない場合で、かつ支給することが適当でないと認められ場合

(2) 日当

- イ 近距離地（概ね30km以内もしくは中弘南黒地域）で、かつ即日旅行の場合。但し、役員会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人関連業務への出席、並びに会議及び研修会等で昼食を挟んで行うもので、かつ支給することが適当と認められる場合は除く。
- ロ 私的都合により、旅行に必要とする日数を超えた分
- ハ その他、旅行者の費用を必要としない場合で、かつ支給することが適当でないと認められる場合

(3) 宿泊料

- イ 私的都合により、旅行に必要とする日数を超えた分
- ハ その他、旅行者の費用を必要としない場合で、かつ支給することが適当でないと認められる場合

(所要額の調整)

第2 次の場合には、所用額の調整を行う。

- (1) 参加費、会議費、宿泊料等名称を問わず、予め鉄道旅客運賃、日当、宿泊料等に値する費用が確定し、かつ適正な費用と認められる場合はその額とする。
- (2) 昼食費、目的地内を巡回する場合の車賃、その他本来日当として支給すべき費用が主催者において準備され、事前にその費用の支払がなされ、かつ旅行者の負担を必要としない場合は、その額を日当から減ずる。
- (3) その他、実際の旅行の所要額が定額と著しく相違する場合

(支給の減額)

第3 規程第3条の日当を適用するにあたり、次の場合はこの額による。

- (1) 近距離地(概ね30km以内もしくは中弘南黒地域)の旅行の場合における日当の額は、補則第1の(2)によるが、支給される場合は日当定額の2分の1に相当する額。但し、役員会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人関連業務への出席の場合は減額しない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、公用車を使用する陸路で50km未満の旅行の場合における日当の額は、職務の必要上又は天災、その他止むを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、日当定額の2分の1に相当する額

(私用車による旅行及びその車賃)

第4 私用車による旅行及びその車賃は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、私用車による旅行を命ずることはない。但し、申出が止むを得ない特別な理由である場合には、この限りではない。
- (2) 私用車によるその車賃等は、次のとおりとする。
 - イ 1kmにつき37円とする。但し、同じ目的の同乗者については支給せず、車所有者に同乗者1人1kmにつき5円を加算して支給する。
 - ロ イの車賃には、給油、有料道路通行料、故障修理代、駐車料、その他一切の費用を含んだものとして支給する。
 - ハ イの車賃が、私用車を使用しない本来の計算により算出された鉄道賃等と大きな差がある場合には、その車賃を、算出された鉄道賃等として支給するかもしくは車賃を調整することがある。

(長期研修等における旅費)

第5 長期にわたる旅行は、規程第4条(打切り旅費)の規定にかかわらず、その旅行の目的、内容、実情等に応じて旅行者の実費を下回らない範囲で、実費相当額を計算して支給する。但し、日々通いによる旅行の場合は、通勤手当との調整を図る。

- イ 連続、断続を問わず7日以上宿泊研修・通い研修
- ロ 連続3日以上施設職員間相互交換実習
- ハ その他、実費相当額が適当と認められるもの

附 則

この規程は、昭和54年 4月 1日から施行する。

昭和62年 4月 1日改正

平成28年12月 3日改正(役員会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人関連業務への出席の加入)